とし、同条第四十五項中「附則第十五条第二十項」を「附則第十五条第十九項」に改め、同項を同条第四十二項とし、同条第四十六項中「附則第十一条第二十五項」を「附則第十一条第二十三項」に改め、同項を同条第四十三項とし、同条第四十七項中「附則第十一条第二十六項」を「附則第十一条第二十四項」に改め、同項を同条第四十四項とし、同条第四十八項中「附則第十一条第二十七項」を「附則第十一条第二十五項」に改め、同項を同条第四十五項とし、同条第四十九項中「附則第十五条第二十二項」を「附則第十五条第二十一項」に改め、同項を同条第四十六項とし、同条第五十項中「附則第十一条第二十八項」を「附則第十一条第二十六項」に改め、同項を同条第四十七項とし、同条第五十一項中「附則第十五条第二十四項」を「附則第十五条第二十三項」に改め、同項を同条第四十八項とし、同条第五十二項中「附則第十一条第二十九項」を「附則第十一条第二十七項」に改め、同項を同条第四十九項とし、同条第五十三項中「附則第十一条第三十項第二号」を「附則第十一条第二十八項第二号」に改め、同項を同条第五十項とし、同条第五十四項中「附則第十一条第三十一項」を「附則第十一条第二十九項」に、「同条第三十項第一号」を「同条第二十八項第一号」に改め、同項を同条第五十一項とし、同条第五十五項中「附則第十五条第二十七項第一号イ」を「附則第十五条第二十六項第一号イ」に改め、同項を同条第五十二項とし、同条第五十六項中「附則第十五条第二十七項第一号イ」を「附則第十五条第二十六項第一号イ」に改め、同項を同条第五十三項とし、同条第五十七項中「附則第十五条第二十七項第一号ロ」を「附則第十五条第二十六項第一号ロ」に改め、同項を同条第五十四項とし、同条第五十八項中「附則第十五条第二十七項第一号ハ」を「附則第十五条第二十六項第一号ハ」に改め、同項を同条第五十五項とし、同条第五十九項中「附則第十五条第二十七項第一号ニ」を「附則第十五条第二十六項第一号ニ」に改め、同項を同条第五十六項とし、同条第六十項中「附則第十五条第二十七項第二号ハ」を「附則第十五条第二十六項第二号ハ」に改め、同項を同条第五十七項とし、同条第六十一項中「附則第十五条第二十七項第三号ハ」を「附則第十五条第二十六項第三号ハ」に改め、同項を同条第五十八項とし、同条第六十二項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第五十九項とし、同条第六十三項中「附則第十五条第二十八項」を「附則第十五条第二十七項」に改め、同項を同条第六十項とし、同条第六十四項中「附則第十五条第二十九項」を「附則第十五条第二十八項」に改め、同項を同条第六十一項とし、同条第六十五項中「附則第十五条第三十項」を「附則第十五条第二十九項」に改め、同項を同条第六十二項とし、同条第六十六項中「附則第十一条第三十六項第六号」を「附則第十一条第三十四項第六号」に改め、同項を同条第六十三項とし、同条第六十七項中「附則第十五条第三十二項」を「附則第十五条第三十一項」に改め、同項の表第一号中「附則第十一条第三十五項第一号」を「附則第十一条第三十三項第一号」に改め、「一般送配電事業者」の下に「又は配電事業者」を加え、同表第二号中「附則第十一条第三十五項第二号」を「附則第十一条第三十三項第二号」に改め、同表第三号中「附則第十一条第三十五項第三号」を「附則第十一条第三十三項第三号」に改め、同項を同条第六十四項とし、同条第六十八項中「附則第十五条第三十三項」を「附則第十五条第三十二項」に改め、同項を同条第六十五項とし、同条第六十九項中「附則第十五条第三十四項」を「附則第十五条第三十三項」に改め、同項を同条第六十六項とし、同条第七十項中「附則第十一条第三十八項」を「附則第十一条第三十六項」に改め、同項を同条第六十七項とし、同条第七十一項中「附則第十一条第三十八項」を「附則第十一条第三十六項」に改め、同項を同条第六十八項とし、同条第七十二項から第七十四項までを削り、同条第七十五項中「附則第十五条第三十八項」を「附則第十五条第三十五項」に、「第八条第一項第七号」を「第十八条第一項第六号」に改め、同項を同条第六十九項とし、同条第七十六項中「附則第十一条第四十五項」を「附則第十一条第四十一項」に改め、同項を同条第七十項とし、同条第七十七項中「附則第十一条第四十五項」を「附則第十一条第四十一項」に改め、同項を同条第七十一項とし、同条第七十八項中「附則第十一条第四十七項第一号」を「附則第十一条第四十三項第一号」に改め、同項を同条第七十二項とし、同条第七十九項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同項を同条第七十三項とし、同条第八十項中「附則第十五条第四十三項」を「附則第十五条第四十項」に改め、同項を同条第七十四項とし、同条第八十一項中「附則第十一条第四十八項」を「附則第十一条第四十四項」に改め、同項第二号中「第七号」を「第十号」に改め、同項を同条第七十五項とし、同条第八十二項中「附則第十五条第四十四項」を「附則第十五条第四十一項」に改め、同項を同条第七十六項とし、同条第八十三項中「附則第十一条第四十九項」を「附則第十一条第四十五項」に改め、同項を同条第七十七項とし、同条第八十四項中「附則第十一条第五十項」を「附則第十一条第四十六項」に改め、同項を同条第七十八項とし、同条第八十五項中「附則第十五条第四十五項」を「附則第十五条第四十二項」に改め、同項を同条第七十九項とし、同条第八十六項中「附則第十五条第四十六項第一号」を「附則第十五条第四十三項第一号」に改め、同項を同条第八十項とし、同条第八十七項中「附則第十五条第四十六項第二号」を「附則第十五条第四十三項第二号」に改め、同項を同条第八十一項とする。

附則第七条第一項中「当該熱損失防止改修住宅の」を「当該熱損失防止改修等住宅の」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に改め、同条第九項第二号及び第十一項第三号中「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第十三項中「耐震対策緊急促進事業」を「建築物耐震対策緊急促進事業」に改め、同条第十五項の表政令附則第十二条第三十六項の項中「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に改め、同表政令附則第十二条第四十六項の項中「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に改める。

附則第十二条の三第一項第一号中イを削り、ロをイとし、ハからへまでをロからホまでとし、ホの次に次のように加える。

へ　テーマパーク（文化、歴史、科学その他の特定の主題に基づいて施設全体の環境を整備し、その主題に関連する遊戯施設その他の設備を設け、当該設備により客に娯楽を提供する施設をいう。）

附則第十二条の三第一項第一号トからルまでを削り、同項第二号中ロ及びハを削り、ニをロとし、ホからトまでをハからホまでとし、同項第三号ハを次のように改める。

ハ　スパ施設（浴場施設であつて、海水、海藻、海泥その他の海洋資源、沖縄振興特別措置法第三条第一号に規定する沖縄（以下このハにおいて「沖縄」という。）の泥岩その他の堆（たい）積岩又は沖縄の農産物その他の植物の有する美容・痩（そう）身効果その他の健康増進効果を利用し、マッサージその他手技又は機器を用いて心身の緊張を弛（し）緩させるための施術を行うための施設及び休憩室を備えたものをいう。）

附則第十二条の三第三項中「附則第十六条の二の八第五項」を「附則第十六条の二の八第六項」に改める。

附則第十七条第一項中「法附則第三十五条の二の六第八項若しくは第十八項又は」を削り、「若しくは第十八項において」を「又は第十八項において」に改める。

附則第十九条第一項中「第十三項第一号」を「第十項第一号」に、「この項」を「この条」に改め、同条第二項から第四項までを削り、同条第一項を同条とする。

附則第三十一条を削る。

第三号様式別表裏面中「(令和３年まで)」の次に「(地方税法附則第61条の規定の適用がある場合は令和４年まで)」を加え、「総所得金額の」を「総所得金額等の」に改める。

第五号の四様式裏面中「勤務先所在地」を「法人番号又は所在地」に、「所得の生ずる場所」を「支払者の「名称」及び「法人番号又は所在地」等」に改める。